

長崎市立戸町中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

教育ビジョン実現『今日が楽しく 明日が待ち遠しい学校』

「めざす生徒像」(校訓の具現化)

- ◇ 自主 … 自ら考え、自ら学び、正しく判断し、行動できる生徒
- ◇ 友愛 … 自他を大切にし、優しく思いやりのある生徒
- ◇ 飛躍 … 心身ともにたくましく向上を目指す生徒

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「育友会との連携」

- ・育友会総会
- ・評議員会・理事会
- ・生徒指導部会
- ・学年、学級理事会
- ・課外クラブ振興会

「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・養護教諭・SC、学校相談員 など
- ※ 必要に応じて全教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会・警察
- ・子育て支援課
- ・児童相談所・法務局
- ・医療機関・民生委員・少年センター
- ・スクールサポーター・学校評議員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

【いじめ防止対策推進法】<抜粋>

- 第2条(いじめの定義) いじめとは、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(ネットを含む)であって、生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 8条(学校の責務) 学校・教職員は、基本理念にのっとり保護者や地域等の関係者と連携して、いじめ防止・早期発見に努め、いじめには適切かつ迅速に処する責務を有する。
- 9条(保護者の責務) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもので、我が子がいじめを行うことがないよう規範意識を養う指導に努める。

1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

(1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上 (含む、「学びの保障」)

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

(2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成 (「心を耕す時間」(K T)他)

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

(3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

(4) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換 (Q-Uテストの実施他)

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫(5W1H気づきメモなど)を行う。

(2) 毎月1日「戸町中ココロの日」の設定 (アンケート調査や個人面談等の実施)

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。(アンケート用紙名を「心の健康チェックカード」とする)

(3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、SC、学校相談員など、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

(4) 相談機関等の周知 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、SCや福祉等の外部専門家の協力を得る。

(3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(4) 集団への働きかけと継続的指導

はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(5) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発活動等にも努める。

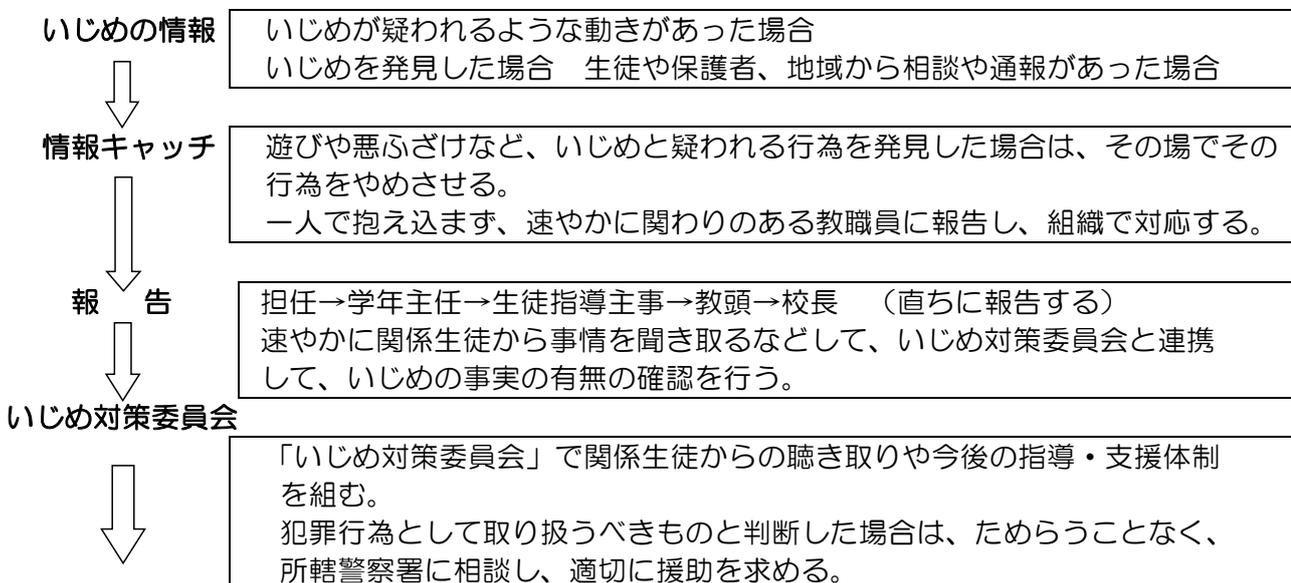
4 重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- (1) すべてのいじめ事案は、市教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生地の報告を関係機関に行う。

5 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合） 「教育相談のてびき」より

※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。



被害生徒への継続した支援 ----- 加害生徒への継続した指導

○ 被害生徒を守り通すとともにいじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
※ 「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

● いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
● いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を、持つように伝える。



保護者への継続した支援と助言

◎ つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えて、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

6 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換 生活アンケート調査 小中連携によるいじめ防止の取組	10	生活アンケート調査 研究授業 小中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善
5	生活アンケート調査 連休明けの生徒観察・情報交換 SCとの情報交換 研究授業 教育相談	11	生活アンケート調査 三者面談 教育相談 Q-U実施 人権週間取組（いじめに関する調査） 生徒会役員改選と組織づくり
6	生活アンケート調査 教育週間（道徳公開授業） Q-U実施	12	生活アンケート調査 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	生活アンケート調査 生徒総会 家庭訪問 民生委員・児童委員、学校評議員との情報交換	1	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議他） 校内研修（授業研究）	2	生活アンケート調査 新入生説明会（中学校の取組紹介） 小中連携（生徒会と児童会） 学校評議員との情報交換 研究授業
9	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解 研究授業	3	生活アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

7 チェックリスト

- いじめ対策委員会の設置**
 - 生徒指導部会にスクールカウンセラーや学校相談員を加えて組織する。
 - 毎週1回確実に開催する。（週替わりの時間割のため固定不能）
- 教職員の指導力向上**
 - いじめの詳細な分析
 - インターネットを通して行われるいじめの防止に向けて携帯・インターネット指導者講習会を実施して、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
 - Q-Uテストの活用法の研究と結果の分析・考察
- 実態把握の改善「戸町中ココロの日」**
 - 毎月1日のアンケート実施（実態把握の改善）
 - Q-Uテストの年2回の実施（6月、11月）
- 相談体制の拡充**
 - スクールカウンセラーの早めの有効活用
 - アンケート後の個別相談の即実行
 - スクールソーシャルワーカーの活用
 - 保健室の緊急相談窓口化（生徒への周知・広報）

- 生徒が主体となって活動する場面の設定**
 - 生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導し、ピア・サポート等の取組を支援する。
 - 生徒の行動指針の策定（「いじめゼロ宣言」）
- いじめ防止強化月間の設置**
 - 5月、12月（人権週間の活用）に集中していじめ防止に関わる学習を展開する。
- 道徳教育・人権教育の改善充実**
 - いじめの内容の道徳・人権資料を作成する。
 - 自己有用感・自他肯定感を育むために、人を認め、人に認めてもらえる学級づくり努める。
 - 日ごろから、人の意見が聞ける生徒の育成に努める。
- 保護者・地域への支援**
 - 相談体制やいじめ防止活動の周知・広報
 - 情報モラルの啓発（インターネット講習会の開催）
 - 「学校だより」「HP」による情報提供

※ いじめに関する主な相談窓口

24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
戸町中学校「いじめ相談窓口」	095 - 878 - 3745	8:45~16:45 (月～金)
親子ホットライン	0120 - 72 - 5311	9:00~20:50 (月～金)
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00~16:30 (月～金)
子ども・家庭110番	095 - 844 - 1117	9:00~20:00 (毎 日)
ヤングテレホン	0120 - 78 - 6714	9:00~17:45 (月～金)
こども人権110番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15 (月～金)
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00 (毎 日)
いじめ相談ホットライン	0570 - 078310	24時間 (月～金)
長崎こども・女性・障害者支援 センター	095 - 844 - 5132	9:00~17:45 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談 eメール可 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120 - 556 - 275	9:00~16:00 (月～金)
こども総合相談 (子育て支援課) パソコン・携帯から「e-kao」のHPを検索してください。	095 - 825 - 5624 095 - 822 - 8573 メールは、e-kaoより送信	8:45~17:30 (月～金)